



圧縮記帳等



企業会計ナビチーム 公認会計士 河村正一

▶ Shoichi Kawamura

監査部門に所属し、上場会社を含む消費材産業、専門商社、IPOなどの監査に従事する傍ら、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報コンテンツの企画・執筆に携わっている。

企業会計ナビチームは当法人のウェブサイトで、会計に関するさまざまなナレッジを発信しています。

本シリーズでは、企業会計ナビチームが発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックを取り上げ、紹介しています。

今回は「解説シリーズ『有形固定資産』第9回：圧縮記帳等」について紹介します。

I 圧縮記帳の概要

圧縮記帳とは税法上の制度であり、有形固定資産の取得に際して収益（補助金等）が発生した場合、その取得価額を減額（圧縮）することにより圧縮損を計上し、収益金額と圧縮損とを相殺してその年度の税負担を軽減する効果をもたせるものです。

例えば、特定の有形固定資産を購入するために国から補助金を交付された場合、その補助金受贈益には税金がかかるため十分な投資ができず、補助金の効果が薄れてしまうことが考えられます。

このような場合に圧縮記帳を認めることによって補助金受贈益と圧縮損を相殺し、購入時の取得価額を減額することにより課税される税金を将来に繰り延べ、補助金の効果を十分に受けられるように配慮されています。

圧縮記帳が課税される税金の将来の繰り延べであることを簡単な例で確認します。

<表1>は圧縮記帳を行った場合の税務上の損金計上額を示しています。取得年度の損金計上額は、圧縮記

帳ありの場合に600と、圧縮記帳なしの場合の200に比べて大きくなり、取得年度における税負担は少なくなります。一方、次年度以降の2～5年目は、圧縮記帳ありの場合、圧縮記帳により有形固定資産が減額されて損金計上額は100となり、圧縮記帳なしの200に比べて小さくなるため、税負担が増加することになります。

▶表1 税務上の損金計上の例

有形固定資産取得価額：1,000 国庫補助金：500
償却方法：定額法 耐用年数：5年

圧縮記帳	取得年度	2～5年目	合計
あり*1	600	100	1,000
なし*2	200	200	1,000

*1 初年度：圧縮損500+減価償却費(1,000-500)×20%=600
2年目以降：減価償却費(1,000-500)×20%=100

*2 減価償却費1,000×20%=200

II 圧縮記帳の例示

税務上、圧縮記帳には法人税法で規定するものと租税特別措置法で規定するものがあり、例えば<表2>のようなものがあります。

III 圧縮記帳の経理方法

1. 概要

圧縮記帳には、直接減額方式（損金経理により帳簿価額を直接減額する方法）と、積立金方式（確定決算または決算確定の日までに剰余金の処分により圧縮積

▶表2 根拠法令と圧縮記帳の例

根拠法令	圧縮記帳の例	根拠条文
法人税法	国庫補助金等で取得	42~44条
	工事負担金で取得	45条
	非出資組合が賦課金で取得	46条
	保険金等で取得	47~49条
	交換で取得	50条
租税特別措置法	収用等に伴う代替資産の取得	64条、64条の2
	換地処分等に伴う資産の取得	65条
	特定資産の買換え等による取得	65条の7

立金を積み立てる方法)とがあります。

会計上は、取得原価主義(資産を評価するに際し取得した時点で支払った対価を基に評価する会計)の観点から、積立金方式による会計処理が望ましいと考えられますが、企業会計原則注解注24では国庫補助金、工事負担金等について、監査第一委員会報告第43号「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」では交換、収用等について、それぞれ直接減額方式によることができる旨が規定されています。

ただし、圧縮記帳を適用できるのは固定資産の圧縮記帳に関する税法の規定を適用して行う会計処理であることが前提とされ、交換・収用等については譲渡資産と同一種類・同一用途の固定資産を取得することが条件とされています。

また、積立金方式によった場合、対象資産の会計上の帳簿価額と税務上の帳簿価額に差異が生じる(税務上の帳簿価額を圧縮する分税務上の帳簿価額が会計上より少ない)ため、将来加算一時差異が生じ、繰延税金負債が生じることになります。

それでは設例にて確認します。

2. 設例：補助金により土地を取得したケース

【前提条件】

- ▶ 土地取得：10,000
- ▶ 国庫補助金の給付(取得と同時)：5,000
- ▶ 税務上の圧縮限度額：5,000
- ▶ 法定実効税率：30%

(1) 直接減額方式による仕訳

① 土地取得・国庫補助金受入

土地	10,000	現金預金	10,000
現金預金	5,000	国庫補助金 受贈益	5,000

② 土地圧縮損の計上

土地圧縮損	5,000	土地	5,000
-------	-------	----	-------

* 税金負担：(国庫補助金受贈益5,000-土地圧縮損5,000)×30%=0

(2) 積立金方式による仕訳

① 土地取得・国庫補助金受入

土地	10,000	現金預金	10,000
現金預金	5,000	国庫補助金 受贈益	5,000

② 税効果の認識、剰余金処分(圧縮積立金の積み立て)

法人税等調整額	1,500	繰延税金負債	1,500*1
繰越利益剰余金	3,500	圧縮積立金	3,500

*1 将来加算一時差異(税務上の土地圧縮認定損)5,000×30%=1,500

* 税金負担：国庫補助金受贈益5,000×30%-法人税等調整額1,500=0

設例のとおり、(1)直接減額方式と(2)積立金方式のいずれについても、会計上取得時の国庫補助金の受入に対する税金負担がない点、差異はありません。

IV おわりに

圧縮記帳は国庫補助金等の受贈時にその年度の税負担を軽減する効果がありますが、次年度以降の税負担は増加するため、免税制度ではない点に留意が必要です。

紹介した設例のほか、土地の売却時や減価償却資産のケースの設例とその解説は企業会計ナビをご覧ください。

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーの「解説シリーズ『有形固定資産』」では、圧縮記帳等のほか有形固定資産にかかるさまざまな会計処理について設例を交えて解説を行っています。

続きをご覧になりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力してください。

▶ 企業会計ナビURL
www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting